

今後の国際水準GAPの推進方策（論点）（案）

1. 目標

「食品安全や環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理等に資する農業生産工程管理（GAP）について、令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAP※が実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。」（食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定））ことが令和12年に向けたGAP推進の目標である。

※食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を満たしたGAPのこと。

2. 論点

日本国内においては、様々な水準でGAPの取組が進められている。こうした中で、国際水準GAPをすることは、SDGsの達成に貢献し、また、輸出の拡大につながる効果を持つものであることから、「国際水準GAPガイドライン」を策定して我が国全体の取組水準を引き上げることとしている。これらの国際水準GAPの効果を目標達成に向けた旗印に位置付けて、全ての産地で推進を図りたいと考えており、目標の達成に向けて、どのように進めていくか、以下に基づき整理する。

（論点1）国際水準GAPに取り組む農業者のメリットの明確化

⇒令和12年の目標達成に向けた取組を本格的に開始するに当たり、農業者に国際水準GAPに取り組んでもらうため、例えばSDGsの達成や輸出拡大といったメリットをどのように示していくべきか。

（論点2）推進体制づくり

⇒農業者が国際水準GAPに取り組みやすくするためには、地域をあげた推進や指導を受けやすくする体制づくりが必要だが、どうすべきか。

（論点3）実需者、消費者への働きかけ

⇒GAPの普及には川下側の実需者、消費者の理解を得る必要があり、流通量、消費量を増やしていくためにはどのように働きかけていくべきか。